

看護教育の内容と方法に関する検討会報告書（素案）

はじめに

看護教育の質の向上についてはこれまでも検討が行われ、提言が重ねられてきた。

○平成19年の「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」（H19.4.20）においては、「看護基礎教育の教育期間については、我が国の社会と保健医療福祉制度の長期的変革の方向性を視野に入れた検討を行うこと」と提言された。

○続いて「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」（H20.7.31）において、「今後のチーム医療の推進や他職種との役割分担・連携の進展が想定される中、看護基礎教育では、看護に必要な知識や技術を習得することに加えて、いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善の看護を提供できる人として成長していく基盤となるような教育の提供が不可欠である」と提言された。

○さらに「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」（H21.3.17）では、「看護基礎教育については、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことは何かという点を整理しながら、現在の教育年限を必ずしも前提とせず、すべての看護師養成機関について、教育内容、教育方法などの見直し・充実を図るべきである」と提言された。また、保健師、助産師教育のあり方についても見直しが求められた。

○本検討会は、このような看護基礎教育の充実・改善についての提言を踏まえて、看護基礎教育で学ぶべき教育内容と方法について、具体的な検討を行うために、平成21年4月に設置され、これまでに●回の検討を行ってきた。

○一方、平成21年7月15日、「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成22年4月1日より施行された。これにより保健師、助産師の教育期間が1年以上となったため、検討会ではこれを受けて、教育年限1年以上の保健師、助産師教育の教育内容についても検討することとなった。

○検討にあたっては、保健師、助産師、看護師教育それぞれのワーキンググループを設置し、保健師教育、助産師教育の教育年限の延長に伴う教育内容の改正については平成22年11月10日に第一次報告を取りまとめた。

○当該報告書は、看護師教育に関する教育内容と方法及び今後推進すべき保健師、助産師、看護師教育における教育内容と方法について取りまとめた。

I 看護師教育について

(看護師教育ワーキンググループの報告を踏まえた内容とする。)

II 今後の保健師、助産師、看護師教育の教育内容と方法について

1. 教育内容中心の教育から能力としての「卒業時の到達目標」の達成を目指す教育への転換

○平成 20 年 7 月の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」において、看護職員に求められる資質・能力が示され、看護基礎教育の充実の方向性として「状況の変化に対応できる能力を身につける教育への転換が相応しい」とされた。

○また、国際的にも「能力」の育成、評価への関心が高まっており、看護師についても、国際看護師会（ICN）のジェネラリスト・ナースの能力を表した国際規準フレームワークがある。

○そこで本検討会では免許取得前に学ぶべき事項を検討する基礎として「看護基礎教育における教育内容の広さと深さ」を念頭におきつつ、保健師、助産師、看護師に求められる能力を検討した。これを踏まえて、学生が卒業時に身につけるべき能力を明らかにした。

○「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」（平成 19 年 4 月）において看護基礎教育卒業時に全ての看護学生が修得しておく必要がある技術の種類と到達度が明確にされたことを受けて、平成 20 年 2 月に「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」及び「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」が、同年 9 月には「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」が課長通知として示されている。

この「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」に示されている保健師、助産師教育の技術項目は、対象者の状況を見極め、具体的な介入方法を選択し実際に支援を行うという、思考・判断・行為のプロセスを含む活動であり、保健師、助産師の実践能力を表している。

○本検討会において、保健師、助産師教育における実践能力と卒業時に求められる到達目標については、この「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」をもとに検討した。

「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」における技術項目は個々の具体的な援助技術を表しているため、看護師教育における実践能力と卒業時の到達目標の検討については、看護師に求められる実践能力の全体について検討を行い、新たに卒業時の到達目標を設定した。

○この保健師、助産師、看護師教育における「卒業時の到達目標」を達成す

るために必要な教育内容が、免許取得前に学ぶべき事項である。今後、保健師、助産師、看護師教育を行う養成所においては、到達目標を踏まえて教育内容を具体的に設定することが求められる。

2. 免許取得前に学ぶべき教育内容の考え方について

○前述したように、保健師、助産師、看護師教育における実践能力と卒業時の到達目標は、昨今の医療の動向等を踏まえ、これからの看護教育に必要な「看護基礎教育における教育内容の広さと深さ」について検討した結果を反映させたものである。

○保健師、助産師、看護師教育のいずれにおいても、今後の教育で強化すべき教育内容は以下の内容である。

- ①人間性のベースになる倫理性、あるいは判断力、人に寄り添う姿勢についての教育
- ②コミュニケーション能力、対人関係能力の育成につながるような教育
- ③健康の保持増進にかかわる看護、保健の分野を含めた教育
- ④多職種間の連携、協働と地域資源の活用に関する教育
- ⑤主体的に学習する態度を養う教育

○助産師や看護師には、対象者の生命の維持や、身体の苦痛を早期に和らげるための技術が必要であることから、助産師、看護師教育では上記の事項に加え緊急時の対処能力の基礎となる基本的なフィジカルアセスメントについて強化する必要がある。

○さらに看護師教育においては、対象者を全人的に看護するための「ヒューマンケアの基本的な能力」を強化する必要がある。また、疾病がどのように生活に影響するかを心身両面からアセスメントし、予測して対応する能力を培う教育も必要である。

3. 看護教育における効果的な教育方法について

(1) 講義・演習・実習の組み立て方について

○学生が個々の講義で学んだ知識を統合して実践で活用できるようになるには、講義で学んだことを活用して、演習で判断する能力を身につけ、臨地実習において実際の看護実践のダイナミズムの中で看護を体験して学んだことを基に、更に必要な知識を学ぶというような繰り返しの学習方法が必要である。

○このような学習方法を通して、保健師、助産師、看護師として活動する様々な保健・医療の場面において、対象者の健康の状態や生活の状況に応じた実践ができる能力が育成される。

○また、「卒業時の到達目標」を達成するためには、領域横断的な講義・演習・実習を行うことも必要である。

○演習は知識の教授だけではなく、思考し知識を統合し表現する能力を高める教育方法であるため、講義・演習・実習の関連を考え、効果的に演習を位置づけることが必要である。

○また現在、助産師、看護師教育の実習においては、侵襲を伴う行為を体験することが難しくなっている。一方、現場では医療の高度化により、助産師や看護師に侵襲を伴う行為が一層求められるようになっている。こうした侵襲を伴う行為を習得するには、シミュレーターの活用や状況を設定した演習を充実させることも求められる。

(2)臨地実習の指導体制について

○看護師教育においては、看護学の各領域別に行う実習や看護過程を中心に行う実習が、卒業時の到達目標を達成する実習として妥当かどうか検討を行い、実習を行う目的と学ぶべき内容を明確にし、その目的が達成できるように柔軟に実習の場を開拓して実践的な教育を行うことが望ましい。

○また、講義を受けた後に実習を行うという演繹的な学習方法だけではなく、臨地での見学や経験を通して学習課題を明確にし、問題解決的に学習していく帰納的な方法も、思考力や判断力を養うために必要な実習方法である。このような実習方法で実習を指導する場合は、教員には個々の学生の体験を教材化する能力が一層求められることとなる。

○また、効果的に指導を行うためには教員、実習指導教員、実習指導者の配置や連携が重要である。そのためには、講義も実習指導も行っている教員については増員に向けて検討すべきであり、実習指導教員は実習指導者としての研修を受けるなど資質の向上が必要である。また、専任の実習指導者を配置するように努力するべきである。

4. 今後の課題

○平成 8 年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）の改正において単位制が導入されたが、看護師等養成所の運営に関する指導要領の別表 1～3 には単位数と総時間数が併記されている。ここでいう単位とは大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）による単位の考え方に準じるものであり、講義は 1 単位 15～30 時間、演習は 1 単位 30 時間、臨地実習については 1 単位 45 時間としている。大綱化された教育課程では、養成所がこの考え方を踏まえて、教育目標の達成のために責任を持って単位数と時間数を設定することが望ましいこ

とから、総時間数を併記することについては検討を続けるべきである。

○近年、知識獲得から能力獲得へと学習観が変化してきている。本検討会においても、保健師、助産師、看護師教育において培う能力を明らかにし、卒業時の到達目標として表した。到達目標として示されたこれらの能力は、学生の看護実践において、知識、思考、行動というステップを踏んで発揮されるため、単に学生の知識の保有量で評価できるものではない。看護基礎教育を担う教員、実習指導者等を始めとする関係者には、学生の能力を評価する方法を開発し研鑽することが求められる。

○大学および専修学校においては、教育評価が義務化されている。また、平成 15 年 7 月には「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書が取りまとめられている。各ワーキンググループでも議論されたように、養成所の教育の質の向上のためにも、自己点検・自己評価の実施は必須の課題である。

おわりに